

地域住民の皆様へ

JA 尾道総合病院 病院長

時間外診療(夜間・休日)の救急対応の変更について

JA 尾道総合病院は、地域救命救急センターとして尾三地域および近郊全体の救急医療体制の維持に努めております。しかしながら、医師不足、看護師不足に加え、厚労省の指導による「医師の働き方改革」の影響によって、時間外（夜間・休日）の診療体制の維持が困難になって来ております。そこで、当院の当地域における救急医療体制を維持するために、令和 7 年 4 月から以下の通り救急対応を変更いたします。

原則

時間外（夜間・休日）の救急搬送以外の患者さんの診療は行いません
【 平日 17：00～翌朝 8：30、および土日祝日の全時間帯 】

【例 外】

- 小児科の患者さん（小児科に限り時間外でもすべての受診に対応します）
- 当院に通院中の患者さんで、その診療中の疾患に関する病状の場合
※「通院中の患者さん」の定義
 - ① 過去 3 か月以内に受診をされている方
 - ② 半年以内の受診予約のある方
- 時間外（夜間・休日）に他院で診療を受け、他院の医師により当院での診療が必要と判断され、紹介状を持参された場合

【受診希望】

必ず事前に電話連絡をしていただき受診可能か確認を行ってください。

電話番号 0 8 4 8 - 2 2 - 8 1 1 1

地域の救急医療体制の維持のため今回の時間外（夜間・休日）診療方針の変更に関しまして、ご理解とご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

地域医療維持のため職員一丸となってこれからも尽力して参ります。

以 上

トップページへ戻る

←クリック